

第 3 号議案

**【監査委員の指名及び金融機関の指定について】**

監査委員は、協議会設置要綱第 10 条第 1 項により、2 人置くことになっているため、下記の 2 委員を指名。

横尾委員（国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所 所長）

馬越委員（愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課 課長）

金融機関は、松山市の指定金融機関である伊予銀行を指定。